

個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき知事が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第 1 開示決定等の審査基準

法第 82 条の規定による開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、次により行う。

1 開示する旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に法第 78 条第 1 項各号の不開示情報（佐賀県個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐賀県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する情報を除く。以下「不開示情報」という。）が記録されていない場合
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
- (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上、特に開示する必要があると認めるとき。

2 開示しない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- (2) 法第 81 条の規定により開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を、実施機関（条例第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）において保有していない場合、法第 124 条第 2 項に該当する場合又は開示請求の対象が法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当しない場合
- (4) 開示請求の対象が法第 124 条第 1 項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により開示請求の対象外のものである場合
- (5) 開示請求書に法第 77 条第 1 号に規定する事項の記載に不備があり保有個人情報の特定が不十分である、又は、同条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあっては当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備があるなど、開示請求に形式的な不備がある場合

(当該不備を補正することができると認められる場合には、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。)

(6) 権利濫用にに関する一般法理が適用される場合

3 開示決定等に係る次の表の左欄に掲げる事項の判断は、同表の右欄に掲げる基準に基づき行う。

判断事項	基準
保有個人情報に該当するかどうか	第2 保有個人情報該当性の判断基準
開示請求に係る保有個人情報が不開示情報に該当するかどうか	第3 不開示情報該当性の判断基準
部分開示をすべきかどうか	第4 部分開示に関する判断基準
裁量的開示をすべきかどうか	第5 裁量的開示に関する判断基準
保有個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否すべきかどうか	第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

第2 保有個人情報該当性の判断基準

開示請求の対象が法第 60 条第 1 項に規定する「保有個人情報」に該当するかどうかは、実施機関の公文書（佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）に記録されているものかどうかにより判断する。

第3 不開示情報該当性の判断基準

開示請求に係る公文書に記録されている保有個人情報が不開示情報に該当するかどうかは、次の基準により判断する。

1 個人に関する情報についての判断基準

(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第 78 条第 1 項第 1 号）については、開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性があるかどうかについて検討を行い、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の個人に関する情報（法第 78 条第 1 項第 2 号本文）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「個人に関する情報」は、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報であって、次に該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は含まない。

(ア) 個人の属性、人格や私生活に関する情報

(イ) 個人の知的創作物に関する情報

(ウ) 組織体の構成員としての個人の活動に関する情報

イ 「その他の記述等」は、氏名及び生年月日以外の記述等であって、次に該当するものなどをいう。

(ア) 個人別に付された番号その他の符号等

(イ) 映像及び音声（特定の個人を識別することができる場合に限る。）

ウ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができる場合をいう。

エ 「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む」には、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合が該当する。照合の対象となる「他の情報」は、次に該当するものが考えられる。

(ア) 公知の情報

(イ) 図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報

(ウ) 個人の近親者、地域住民等であれば保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報

オ 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 1 条に定めるものをいう。

カ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するなど、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当する。

(3) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（法第 78 条第 1 項第 2 号イ）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「法令の規定」は、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 何人に対しても等しく当該情報を開示することを求めている規定

(イ) 特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定

イ 「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報には、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されているものが該当する。

ウ 「知ることが予定されている情報」には、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されているものが該当する。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ロ）には、開示請求者以外の個人

に関する情報であって、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められる。また、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来、これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

なお、この判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個別の事案に応じて慎重な検討が必要である。

(5) 職務遂行情報に係る公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容

公務員等の職、氏名及び職務の遂行に係る情報（法第 78 条第 1 項第 2 号ハ及び条例第 4 条第 1 号）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「公務員等」とは、行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等の役員又は職員をいい、一般職又は特別職であるか、常勤又は非常勤であるかの別を問わない。

イ 「職務の遂行に係る情報」には、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報が該当する。この職務遂行に係る情報は、「公務員等の氏名」、「職名」及び「職務遂行の内容」によって構成されるものが多く、これらの機関の諸活動についての説明責任を全うする観点から、公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容は、当該公務員等の個人情報として不開示情報としない。ただし、公安委員会規則で定める職にある警察職員（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条及び第 55 条に規定する職員をいう。）の氏名は、開示の対象とはしない。

ウ 県の機関等の交際費及び食糧費の支出に関する情報については、県の機関等の一層の情報公開を進めるという観点から、当該支出の相手方の職及び氏名並びに支出の内容に関する情報は、個人情報として不開示情報としない。ただし、次に掲げる個人の権利利益を害する情報と通常認められるものは、開示の対象とはしない。

(ア) 病気見舞いの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報

(イ) 企業誘致活動に伴う食糧費の支出に係る公文書に記載された情報のうち、相手方との信頼関係又は協力関係が損なわれるおそれがあるもの

(ロ) 実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

a 個人の社会生活に具体的な支障が生ずるおそれがあるもの

b 個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

c 個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生ずるもの

d a から c までに掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

2 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報についての判断基準

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報等（法第 78 条第 1 項第 3 号本文）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「法人その他の団体」には、株式会社等の会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等が該当する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 法人等の組織や事業に関する情報

(イ) 法人等の権利利益に関する情報

(ウ) 上記のほか法人等との関連性を有する情報

(エ) 法人等の構成員に関する情報

※構成員に関する情報は、各構成員の個人に関する情報でもある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であって、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報に該当するかどうか判断するものとする。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第 78 条第 1 項第 3 号ただし書）には、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合が該当する。また、現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来、これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

なお、この判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個別の事案に応じて慎重な検討が必要である。

(3) 条例第 4 条第 2 号に規定する県の機関等の契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に用いられた情報（氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人にあってはその代表者の氏名に限る。）は、法人等の情報として不開示情報とはしない。

(4) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第 78 条第 1 項第 3 号イ）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切が該当する。

イ 「競争上の地位」には、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位が該当する。

ウ 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が該当する。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に行う。

なお、この「おそれ」には、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(5) 任意に提供された情報（法第 78 条第 1 項第 3 号ロ）については、次の事項を踏まえて判断する。ただし、開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている場合、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、不開示情報に該当しないものとする。

ア 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された」情報には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であって、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合も該当する。

イ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は該当しないが、実施機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は該当する。

ウ 「開示しない」には、法や条例に基づく開示請求に対して開示しない場合が該当するだけでなく、第三者に対して当該情報を提供しない場合も該当する。

エ 「条件」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

なお、これらは双方の合意により成立する。

(ア) 実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合

(イ) 法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請により情報は提供するが、開示しないでほしいと申し出た場合

オ 「法人等又は個人における通例」には、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いが該当する。

3 国の安全等に関する情報についての判断基準

国の安全等に関する情報（法第 78 条第 1 項第 4 号）については、行政機関の長に地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が含まれていないことから、法第 78 条第 1 項第 4 号の不開示情報に該当するかどうかの判断は行わない。（別途法第 78 条第 1 項第 7 号イの該当性を判断する。）

4 公共の安全等に関する情報についての判断基準

公共の安全等に関する情報（法第 78 条第 1 項第 5 号）について、次の事項を踏まえて判断する。

- (1) 「犯罪の予防」には、犯罪の発生を未然に防止することが該当する。
- (2) 「犯罪の鎮圧」には、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること及び犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることが該当する。
- (3) 「犯罪の捜査」には、捜査機関において犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することが該当する。
- (4) 「公訴の維持」には、提起された公訴（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動が該当する。
- (5) 「刑の執行」には、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することが該当するほか、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦など刑の執行に密接に関連するものも該当する。
- (6) 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」は、次に該当するものをいう。

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行に支障を及ぼすおそれ

イ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定されているものであって、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関して支障を及ぼすおそれ

ウ テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれ

エ 被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれ

- (7) 「おそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するかどうかの判断に当たっては、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報の性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を必要とする。

5 審議、検討等情報についての判断基準

審議、検討等情報（法第78条第1項第6号）については、次の事項を踏まえて判断する。

(1) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体の機関等」という。）の機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報には、次に掲げるものに関連して作成され、又は取得されたものなどが該当する。

ア 地方公共団体の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議等

イ 地方公共団体の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ並びに決裁を前提とした説明及び検討

ウ 審議会等又は地方公共団体の機関等が開催する有識者等を交えた研究会等における審議及び検討

(2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、開示することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が該当する。

(3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」には、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれが該当する。

(4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」には、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれが該当する。

(5) 上記(2)から(4)までにおける「不当に」には、審議、検討等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることが該当する。

なお、これに該当するかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で行う。

(6) 審議、検討等に関する情報については、地方公共団体の機関等としての意思決定が行われた後であっても、次の場合には該当するかどうかの判断を行うこととする。

ア 当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合

イ 当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせる場合及び将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合

6 事務又は事業に関する情報についての判断基準

事務又は事業に関する情報（法第 78 条第 1 項第 7 号）についての判断基準については、次の事項を踏まえて判断する。

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第 78 条第 1 項第 7 号本文）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断は、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかにより行う。この判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で行う。

イ 「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものを必要とする。

ウ 「おそれ」の程度は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

- (2) 「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との公益上不利益を被るおそれ」（法第 78 条第 1 項第 7 号イ）については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「国の安全が害されるおそれ」には、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）が該当する。

イ 「他国若しくは国際機関」（以下「他国等」という。）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等も該当する。

ウ 他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」には、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれ及び次に掲げる場合など、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれが該当する。

(ア) 開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる場合

(イ) 他国等の意思に一方的に反することとなる場合

(ウ) 他国等に不当に不利益を与えることとなる場合

エ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」には、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれが該当する。

- (3) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（法第 78 条第 1 項第 7 号ロ）については、地方公共団体の機関

から都道府県の機関が除かれていることから、法第 78 条第 1 項第 7 号ロの不
開示情報に該当するかどうかの判断は行わない。(別途法第 78 条第 1 項第 5
号の該当性を判断する。)

- (4) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関
し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容
易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ハ)
については、次の事項を踏まえて判断する。

ア 「監査」には、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産
の状況の正否を調べることに該当する。

イ 「検査」には、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等
級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることに該当する。

ウ 「取締り」には、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限につい
て適法又は適正な状態を確保することに該当する。

エ 「試験」には、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことに該当する。

オ 「租税の賦課若しくは徴収」には、国又は地方公共団体が、公租公課を
特定の人に割り当てて負担させ、又は租税その他の収入金を取ることが
該当する。

カ 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を
容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」は、具体的には、監査
等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報であって、次のいずれかに
該当するような場合をいう。

- (ア) 事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把
握が困難となる場合
- (イ) 事前に開示すると、行政客体における法令違反行為又は法令違反には
至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するほか、巧妙に行うことに
より隠蔽をするなどのおそれがある場合
- (ウ) 事後であっても、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の
法規制を免れる方法を示唆することになるような場合
- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共
団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に
害するおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ニ)については、次の事項を踏まえ
て判断する。

ア 「契約」には、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させる
ことに該当する。

イ 「交渉」には、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関
し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことに該当する。

ウ 「争訟」には、訴訟、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づ
く不服申立てその他の法令に基づく不服申立てが該当する。

エ 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の
利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」は、国、独立行政法

人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約等であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合
- (イ) 交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合
- (6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ホ)は、具体的には、調査研究に係る事務に関する情報であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報など、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがある場合
 - イ 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
- (7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第 78 条第 7 号ヘ)には、具体的には、人事管理に係る事務に関する情報であって、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが該当する。
- (8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第 78 条第 1 項第 7 号ト)には、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を害するおそれが該当する。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第 79 条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の基準により行う。

1 不開示情報が含まれている場合の部分開示

不開示情報が含まれている場合の部分開示(法第 79 条第 1 項)については、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合には全体を不開示とする。

- (1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合
- (2) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合
- (3) 電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合であって、電磁的記録

に記録された保有個人情報において既存のプログラムで容易に区分して行うことができないとき

(4) 上記に準じる必要があるような場合

2 個人識別性の除去による部分開示

個人識別性の除去による部分開示（法第 79 条第 2 項）については、次の事項を踏まえて判断する。

- (1) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」には、個人を識別させる部分を除いた部分について開示しても個人の権利利益を害するおそれのない場合は該当するが、例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報、個人の未発表の論文など開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれがある場合は該当しない。
- (2) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する不開示情報に該当しないため、法第 79 条第 1 項の部分開示の規定を適用して開示することになる。ただし、同項を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが必要となっているので、それができない場合には、全体として不開示とする。

第5 裁量的開示に関する判断基準

法第 80 条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法第 78 条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する公益上の必要性があると認められるかどうかにより行う。

第6 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第 81 条）の判断は、次の基準により行う。

- 1 開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合
- 2 開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することとなり、当該保有個人情報の存否を回答できない場合

第7 訂正決定等の審査基準

法第 93 条の規定による保有個人情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定は、次の判断基準により行う。

- 1 訂正請求は、法第 90 条第 1 項各号に掲げる保有個人情報であって保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行われたものでなければならない。
なお、保有個人情報の訂正に関して、法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合には、当該手續により訂正を行うべきである。
- 2 訂正請求の対象は、「事実」のみとし、評価・判断には及ばないものとする。
ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。
- 3 訂正は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。この調査等は、保有個人情報の利用目的の範囲内で行えば足り、訂正することが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合には、特段の調査を行う必要はない。
- 4 調査等の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合には、訂正しない旨の決定を行う。ただし、必要な場合には、判明した事実に基づいて職権により訂正を行うことができる。
- 5 請求内容の一部について訂正することを決定した場合には、訂正決定を行ったうえで、不訂正とした部分及びその理由を記載する。

第8 利用停止等の審査基準

法第 101 条の規定による保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定は、次の判断基準により行う。

- 1 利用停止請求は、法第 90 条第 1 項各号に掲げる保有個人情報であって保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行われたものでなければならない。
なお、保有個人情報の利用停止に関して、法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合には、当該手續により利用停止を行うべきである。
- 2 利用停止請求の対象は、次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。ただし、利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止しない旨の決定を行う。
 - (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合（当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合を含む。）
 - (2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合
 - (3) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合
 - (4) 法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供している場合
 - (5) 法第 71 条第 1 項の規定に違反して、外国にある第三者に利用目的以外の

目的のために保有個人情報提供されている場合

- 3 請求内容の一部について利用停止することを決定した場合には、利用停止決定を行ったうえで、不利用停止とした部分及びその理由等を記載する。